

【事例一】水生生物を用いた水質調査の事例

(<http://w-mizu.nies.go.jp/suissei/suissei.html>)

全国水生生物調査のページ

お知らせ

※ロープワークのため、12月9日(金)10時から、12月10日(土)9時までの間、本サイトの公開を一時的に停止いたします。

10月8日(土)10日(月)は、12月9日(金)10時から、12月10日(土)9時までの間、本サイトの公開を一時的に停止いたします。

9月13日「水生生物調査員のお礼」記事追加しました。

過去の記事

都道府県担当者のページ

全国水生生物調査のページ

水生生物調査について

全国水生生物調査は、川にすむ生き物を探査し、その種類を調べることで、水質(水)のよごれの程度を判定する調査です。全国約8万人が参加しています。

★水のよごれの程度がなぜわかるのですか？
水生生物調査では、30種の生き物が調査生物として選ばれています。川の中に、これらの生き物が何種類かすんでいるか調べることで、すんでいる生き物の種類と数から、川の水のよごれの程度がどのレベルのどの段階なのかわかります。

★どの川でも調査は受けられますか？
大きな川から小さな清流、田んぼの脇の水溝まで、数10cmの流れでも調査できます。

道川、同じ川の上流と下流と、複数の場所を調査してみてください。場所によって、すんでいる生き物が違ってくるかわかり、川をよごしているところがあります。

★小学生でも参加できますか？
小学生でも参加できます。全国の参加者の80%は小学生です。

調査した結果はインターネットで提出できます。デジカメで撮った写真も登録できます。

★参加のお申し込み
都道府県の窓口へお申込み下さい。

水質調査の判定方法

本調査では、水質のよごれの程度を4つのレベルに分けて、判定します。採集した調査生物ごとに、配点ルールにより、点を加えていきます。点数を合計し、最も点数が高かった水質調査をその地点の水質評価とします。

水生生物による水質調査参加募集案内

平成17年4月19日
環境生活部水質保全部
電話：040-220-3816
E-mail: suissei@nies.go.jp

1 **調査の目的**
カワウ、サワガニなど川にすむ水生生物を探査した水質の調査は誰でも調査に参加でき、その結果が水質の長期的な改善に貢献するものと期待されています。小・中・高校生や一般市民の方々はこの調査を通して身近な川の水質を知っていただき、きれいな川の重要性について考えてもらうことを目的としています。

2 **調査の流れ**

- 参加希望者は申込書に記入の上、平成17年6月20日(金)までに千葉県環境生活部水質保全部へFAXにてお申し込みください。(なお、インターネットによる申し込みもできます。)
- 参加者へは川の生き物の名前や、(なお、インターネットによる申し込みもできます。)
- 調査は、県内の川から各グループで調査する川を選び、そこにすんでいる生物を探さず、送られた調査図鑑などを参考にしながら、捕まえた生物の種類を調べ、その川のきれいな状態を確認してください。
- 調査を行った結果は、以下の通りの方で報告してください。
インターネットによる報告方法
別途通知する予定の団体ID、及びパスワードを入力後、次のサイト内の登録ページにおいて、調査結果を登録入力してください。

3 **調査実施に係る注意事項**
こちらを参照してください。

4 **参加申し込み方法**
郵送、ファクシミリ、インターネットのいずれかにより申し込みできます。なお、申込書の記入に当たっては、こちらを参照してください。

郵送またはファクシミリによる申し込み場合
参加申込書(PDF)に必要な事項を記入の上、送付してください。
インターネットによる申し込み場合
参加申し込みのページに必要事項を入力の上、送信してください。

5 **調査結果の発表**
調査結果を調査用紙に記入し、調査地点を記入した地図といっしょに、県庁水質保全部へ送付してください。(なお、写真などの資料も同封していただけると幸いです。)

6 調査結果の登録、及び調査用紙の送付は平成17年9月30日(金)までにお願します。

7 送っていただいた調査結果については、取りまとめの上、後日、参加者の皆さまにお知らせします。

平成16年度河川・海岸清掃美化ボランティア募集！！

山形県では 河川の里親を 募集しています

山形県では良好な河川環境を形成するため、住民と行政がパートナーとして共に河川管理を行う新しい試みとして「山形県河川アダプト導入モデル事業」を平成14年度から実施しています。

事業の内容は、河川・海岸の清掃や植栽等の環境美しさを高める活動、ボランティアの育成などの地域への啓発活動、河川環境改善や水辺に親しむためのイベント等多岐にわたる活動に対して、これらを行っていただくボランティア団体に助成金を交付するというものです。

どんな制度？

- 「アダプト」とは「養子縁組」のこと
アダプト・プログラムでは、県管理河川または海岸の一定区間と参加者（地域団体または企業、その他のボランティア団体）を養子縁組（アダプト）します。
- 美化清掃ボランティア
里親となった企業または団体は、養子となった河川敷や海岸の清掃美化活動、啓発活動、その他の活動を定期的にを行います。
- 看板が立ちます！
河川敷や海岸には、里親である団体や企業の名前が入った看板が立ちます。
- 対象となる河川・海岸
県管理の一級河川、二級河川及び県管理の海岸です。



Adopt River Program YAMAGATA

活動内容

県が管理する河川や海岸において、例えば次のような活動を行っていただきます。

清掃美化活動	・河川区域内の清掃 ・草刈り、除草 ・花の植栽、プランターや花壇の維持管理
啓発活動	・チラシやパンフレットの作成 ・パネルの作成 ・資料の作成
その他	・河川環境学習 ・水辺のイベントなど…

制度の仕組み

●参加者（里親）は…

- (1) 県総合支庁長に活動団体認定申込書を出し、認定を受ける必要があります。
- (2) 認定を受けた活動団体は、すみやかに年間の活動計画を県に提出します。
- (3) 県管理の河川・海岸の概ね200m以上の区域と養子縁組をします。
- (4) 認定を受けた団体は、県及び市町村と協定を締結します。
- (5) 養子縁組した区間について、活動計画に従い清掃美化活動等を行います。

●県は…

- (1) 活動内容に応じて、助成金を交付します。
- (2) 養子縁組した区間に里親の名前を表示した看板を設置します。
- (3) 各活動の積極的な広報に努めます。

参加条件

上記の活動を行っていただける地域住民や企業等の団体でボランティア活動に意欲のある方々
応募締切

平成16年4月末日

支援内容

- (1) 活動団体に対する助成（1団体あたり上限額25万円）
- (2) 活動団体名を記載した表示板の設置
- (3) 活動団体の活動状況を県や市町村の広報紙に掲載する等の県民へのPR
- (4) その他活動団体の活動を支援するために必要と認められるもの

◆「山形県河川アダプト導入モデル事業」に関してのお問い合わせは、県内の各総合支庁（本庁舎・分庁舎）へ

○村山総合支庁（本庁舎）	河川砂防課	TEL 023-621-8100
○村山総合支庁（西庁舎）	河川砂防課	TEL 0237-86-8111
○村山総合支庁（北庁舎）	河川砂防課	TEL 0237-55-2121
○最上総合支庁	河川砂防課	TEL 0233-22-1111
○置賜総合支庁（本庁舎）	河川砂防課	TEL 0238-24-2311
○置賜総合支庁（西庁舎）	河川砂防課	TEL 0238-88-5111
○庄内総合支庁	河川砂防課	TEL 0235-66-2111

《事務局》

●山形県土木部河川砂防課 TEL 023-630-2618
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8-1